

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0864)

本審議会 第456回

令和5年10月30日 公開

開催日時	令和5年10月30日(月)	10時40分～10時57分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 特定最低賃金改正決定の審議結果について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻前ではございますが、全員お揃いになりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名の計14名でございます。なお、使用者代表の松崎委員におかれましては、所要により欠席でございます。</p> <p>これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしておりますので、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前に、お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。</p>
事務局	皆様、月末のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます

	<p>ございます。</p> <p>ただいまから、第 456 回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、谷口会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。それでは、会議次第にしたがいまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金改正決定の審議結果につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。皆様にお配りしました資料 1 をご覧いただきたいと思えます。</p> <p>こちらに記載のと通りの日程で、鉄鋼、機械、電気及び輸送の専門部会が開催され、各専門部会では、はじめに労使委員の皆様がそれぞれの立場でご意見を述べられ、その後は労使が歩み寄りつつ、ご審議をいただきました。</p> <p>その結果、鉄鋼、機械、電気、及び輸送の 4 業種すべての専門部会において、「41 円」の引上げが全会一致で議決されたところでございます。</p> <p>つづきまして資料 2 が、各専門部会の報告書と答申文の写しでございます。</p> <p>こちらの 1、2 枚目が鉄鋼、3、4 枚目が機械と、そんなふうな順番となっております。答申文につきましては、9 枚目からとなっておりますので、ご了承いただきたいと思えます。</p> <p>報告書と答申文は、内容が同じでございます。代表して鉄鋼専門部会報告書を読み上げさせていただきたいと思えます。</p> <p>なお、その他の専門部会の報告書につきましては、別紙の時間額のみ読み上げさせていただき、ご報告とさせていただきたく存じます。</p> <p style="text-align: center;">【報告書 朗読】</p>
<p>事務局</p>	<p>以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から各専門部会の審議結果の報告をいただきました。</p> <p>4 業種の専門部会を代表して、私から所感を述べさせていただき</p>

たく存じます。

特定最低賃金の改正にあたりまして、労使委員の先生方がイニシアティブを十分に発揮され、4業種の専門部会で、真摯にご審議していただきました。

その結果、「41円」の引上げ額として、すべての専門部会において、全会一致で議決されたことは、私ども公益委員といたしましても、本当に感謝しているところでございます。

大変ありがとうございました。

委員の先生方で、感想も含めまして、ご意見等ございましたら、ご意見がありましたらお伺いしたいと思っております。

労働者側委員の先生から、いかがでしょうか。

■■■委員、お願いいたします。

労働者委員

はい。労働■■■です。よろしくお願いいたします。

今回の特定最賃の審議におきましては、昨今のエネルギーコストの上昇、また原材料の高騰等で、経営環境が難しい状況にある中にも関わらず、使用者側の皆様には真摯なご論議をいただきまして、誠にありがとうございます。

最賃の審議と同様に、労側の主張に対しまして、ギリギリのラインまで歩み寄っていて、4業種がそれぞれ最賃プラス1円の「41円」の引上げ額で合意ができましたことについて、大変嬉しく思っております。

併せまして、公益委員の先生方のご理解とご協力に、感謝申し上げます。ありがとうございました。

今回の「41円」の引上げ額、これは地域別最賃と同様に過去最高額となりますので、この改定結果をしっかりと受け止めまして、これまで以上に良好な労使関係を築いて、魅力ある群馬県としていくことが重要だと考えておりますので、引き続きの連携をお願いいたします。ありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

使用者側委員の先生方からも、いかがでしょうか。

■■■委員、お願いいたします。

使用者委員

はい。使側の■■■でございます。

今回の特定最賃の打ち合わせにつきましては、昨年が群馬県の地賃が30円、今年が40円ということで、昨年も過去最高だったわけですが、今年は更に10円上乘せになって、40円という過去最高の地賃になりました。特定最賃につきましては、今まで地

賃を上回るということが過去の事実としてなかったわけですが、今回は41円ということで、1円を上回ることになりました。

今回は、専門部会の労使協議の中では、その1円のせめぎあいというところで、だいぶ調整には手間取ったところがございますけれども、昨今の物価上昇であったりとか、人員の確保、生活の保護という部分もありまして、今回41円ということで、4業種そこで合意できたわけでありまして。

我々の方としましても、安定した経営と雇用を確保するという意味合いを含めまして、我々の出来る範囲で回答させていただいたわけがございますけれども、中小企業を取り巻く環境は、大手と違いまして非常に厳しいものがございますので、また別の機会で国や行政に対しましても、中小企業に対する優遇措置をお願いしていこうかなというふうに考えております。

今回は労側の先生、それから公益の先生にも大変お世話になりましたけれども、こういう形で締結できて、非常にうれしく思っております。また、これからもお互いのイニシアティブで決めていかれるということが、続けていけますよう努力してまいりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長

ありがとうございました。
公益の先生方は、いかがでしょうか。

【特になし】

会長

よろしいでしょうか。
はい。その他の委員の先生方、いかがでしょうか。

【特になし】

会長

よろしいでしょうか。
はい。ないようでしたら、次に進めさせていただきます。
その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。

事務局

それでは、今後の予定について、4点程ご説明させていただきます。

1点目は、異議申出の締切日でございます。

本日、このあとに4業種の答申に対する異議申出の公示を行います。

す。

異議申出の締切日は、15日後の11月14日（火）となります。この間に異議申出があった場合は、11月15日（水）午前10時から、異議申出に対する審議会を開催してご審議をいただくこととなります。

つきましては、11月15日に審議会を開催する、開催しないのご連絡は、異議申出の締切日待つ必要がありますので、11月14日（火）の午後6時頃までにメールにてお知らせをさせていただきますと存じます。ご了承いただきましょうお願いいたします。

2点目は、効力発生予定日でございます。

特定最低賃金の効力発生日は、4業種同一日としております。異議の申出がなく、官報公示の手続きが順調に行われた場合、効力発生日は最短で12月29日となる予定です。ただし、官報に掲載できる件数には限度がありますので、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

3点目でございます。

官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがあります。

その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をお願いいたします。

4点目でございます。

来年度の特定最低賃金の意向確認、意向表明等にかかる審議会につきまして、先日、委員の皆様よりご都合を確認させていただきました。

その結果、令和6年3月6日（水）午前10時から、開催させていただきたくということをお願いしたいと存じます。日程の確保をよろしくお願いいたします。

また、最低賃金の改正等の申出を行う業種につきましては、その意向につきまして、来年2月上旬を目途に、労働局長あてに文書でご提出をお願いいたします。

以上でございます。

会長

はい。ありがとうございます。

ただいま、事務局から4点、説明がございました。

1点目は、異議申出に係る審議会の開催についてですが、例年は異議の申出がないことから開催しておりませんが、今年の場合は事務局からの連絡を確認いただき、異議申出があった場合に